

複業人材活用拡充プロジェクト事業
業者選定プロポーザル実施要項

令和5年10月11日
徳島県政策創造部地方創生局
とくしまぐらし応援課

複業人材活用拡充プロジェクト事業の業務受託者を選定するため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集します。

1 業務概要

(1) 業務の目的

「テレワークの常態化」「副業・兼業の容認」など、価値観が変容し、多様な働き方が推進されるなか、「複業人材（地域貢献の意識が高い都市部人材）」の誘致を積極的に展開し、複業人材と地域住民・県内事業者等が、交流と協働を通じて深くつながることで、本県への新たな人の流れを加速化する。

具体的には、複業人材の「スキルやノウハウ」を活用した地域活動への参画や、地域住民・県内事業者等との交流を通じて地域課題の解決を図ることで、地域との絆の深化を支援する。

(2) 業務名称

複業人材活用拡充プロジェクト事業

(3) 業務内容

別添仕様書に記載のとおり

(4) 事業主体

徳島県

(5) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(6) 想定事業規模（企画提案書の見積額上限）

6,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

積算には、各種使用料を始め、必要な全ての経費を含めること。

2 業務仕様

別添 仕様書を参照

3 参加資格

委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者で、次の全ての要件を満たす者であることを条件とする。また、事業実施のために必要な場合は、共同体で参加することも可能とする。

なお、共同体で参加する場合にあっては、少なくとも1者が（1）を満たし、かつ全ての構成員が（2）から（7）までの全ての要件を満たす者であること。

（1）徳島県内に本社、本店又は活動拠点を置いている（※）こと。

（※）「活動拠点を置いている」とは、プロポーザルの参加申込書の提出時点で、徳島

県内に設置された自社の支店、営業所等の事務所や支店等において、実体的かつ継続的な事業活動が行われていることを指す。

- (2) 県税及び国税の未納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと思われる者でないこと。

4 企画提案書等の作成について

- (1) 企画提案書（様式第4号） 正本1部、副本3部
※ 事業の企画、運営は、発注者と受託者の綿密な協議により決定・実施するものとし、企画提案書においては、業務趣旨を理解した上での企画力、業務遂行能力を判断する。
- (2) 見積書（様式第5号） 正本1部、副本3部
見積りの基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。
- (3) 参加団体の概要及び実績（任意様式） 正本1部、副本3部
※ 共同体で参加する場合は、ア～エに規定する書類を、構成する全ての者が提出すること。
 - ア 参加団体の概要（既存のパンフレット等でも可）
 - イ 類似案件の実績
 - ウ 直近2期分の決算書又は税務申告
（設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書）
 - エ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
※個人事業主の場合は開業届の写しを提出すること。

5 参加申込み及び企画提案書等の提出について

- (1) 参加申込（意思表示）

企画提案に参加する場合は、令和5年10月20日（金）16：00までに、別紙「企画提案参加申込書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メール、ファクシミリ等により事務局まで提出すること。

共同体で参加する場合は、別紙「共同体構成員届出書」（様式第6号）、「共同体協定書」（様式第7号）、「共同体委任状」（様式第8号）も併せて提出すること。

なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(2) 質問の受付

本業務及びプロポーザル実施要項について、質問がある場合には、令和5年10月20日(金)16:00までに、「質問票」(様式第2号)により電子メール、ファクシミリ等により事務局まで提出すること。なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。口頭での質問は受け付けない。また、回答は質問者及び参加申込者に原則電子メールにより送付する。

(3) 辞退

「企画提案参加申込書」の提出後に辞退する場合は、令和5年11月1日(水)16:00までに「企画提案辞退届」(様式第3号)を電子メール、ファクシミリ等により事務局まで提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

令和5年11月1日(水)16:00までに、4(1)～(3)に記載する書類等を持参又は書留で郵送すること。

(5) 提出先(事務局)

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県政策創造部地方創生局とくしまぐらし応援課 移住交流担当
電話：088-621-2701 ファクシミリ：088-621-2829
電子メール：tokushimagurashioenka@pref.tokushima.jp

6 企画提案書等を特定するための評価基準等

(1) 応募書類の評価(採点)は、提出された企画提案書等について、別に設置する業者選定委員会が行う。

業者選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(2) 応募書類の評価(採点)は、企画提案書による書面審査を基本とする。

ただし、詳細な提案内容の説明等が必要と判断した場合は、提案者によるプレゼンテーションを求める場合がある。この場合の詳細は、提案者に別途、通知する。

(3) 評価基準及び評価(選定)方法について

下記の評価基準に基づき総合的に評価し、1位となった参加者を受託候補者に選定する。また、審査結果によっては、いずれの参加者も受託候補者に選定しないことがある。

提案内容	業務理解度	業務の目的、趣旨を十分に踏まえた内容であるか。
	企画・技術力	業務の流れや構成等について、十分な知識・知見のもと、具体的な計画となっているか。
業務遂行能力	スケジュール	業務遂行が可能なスケジュールとなっているか。
	実施体制	業務を円滑に遂行できる実施体制及び必要な連携体制が確保できているか。
	実績	提案を裏付ける類似実績等があるか。
予算の妥当性		予算内での効果的かつ効率的な提案がなされており、提案内容と整合が図られているか。

(4) 評価結果

評価結果は、企画提案書等提出した全ての者に書面で通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

評価結果に対する異議申立ては受理しない。

(5) 評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

- ・ 3に記載する参加資格を満たさない者
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 2案以上の企画提案をした場合
- ・ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ・ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(6) 提案者が1者であった場合の取扱い

提案者が1者であった場合は、その提案内容を業者選定委員会において評価した上で、採否を決定する。

7 契約に関する事項

- (1) 最も適切な企画提案書等を提出した者は、徳島県政策創造部地方創生局とくしまぐらし応援課長（以下、「とくしまぐらし応援課長」という。）から、その旨の通知した後、速やかに契約を締結する。

なお、企画提案はあくまでも提案者の企画力、実施能力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、最も適切な企画提案書等を提出した者であっても、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。

- (2) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

ア 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

イ 成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。

8 その他の留意事項について

- (1) 企画提案書等提出の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書等の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。
- (5) 本要項に関して徳島県から受領した全ての資料は、とくしまぐらし応援課長の了解を得ないで公表、又は使用してはならない。